明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**六五）　一

○通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**五一）　二

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**政治資金適正化委**二六）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**同**二七）　三

○除籍が滅失した件（**法務**二三七～二三九）

○セコンディ水産業振興計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**一六六）

○貧困農民支援に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一六七）

○ガーナ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一六八）

○著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（**文化庁**三〇）　三

○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査を行う事業所の名称の変更の件（**厚生労働**二三二）　四

○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録の件（**同**二三三）

○薬事法第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医薬品を指定した件（**同**二三四）

○薬事法第七十七条の二の五第一項の規定に基づき希少疾病用医薬品の指定を取り消した件（**同**二三五）

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（**同**二三六）

○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**六六〇、六六一）　五

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**同**六六二）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**五五七）　六

○水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（**環境**六四）　七

○水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（**同**六五）

○大気汚染防止法施行規則の環境大臣が定める日を定める件（**同**六六）

○水質汚濁防止法施行規則の環境大臣が定める日を定める件（**同**六七）

○建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の有効期間を更新した件（**近畿地方整備局**九一）

○道路に関する件（**中国地方整備局**一一四）　八

○道路に関する件（**九州地方整備局**一二四）

○道路に関する件（**北海道開発局**八一、八二）　九

〔国会事項〕

内閣

〔人事異動〕

内閣

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕

諸事項　一〇

〔公　告〕

官庁
公示送達関係

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、再生関係

特殊法人等
企業年金基金設立関係

地方公共団体
教育職員免許状失効関係

会社その他　一〇

省　令

○厚生労働省令第六十五号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百二十五条第一項第一号ニ中「期間」の下に「（海外で実施する訓練の期間を除く。）」を加え、同号リを同号ヌとし、同号チの次に次のように加える。

リ　イ(1)及び(3)に該当する事業主であつて、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する被保険者に専門実践教育訓練を受けさせる事業主であること。

第百二十五条第一項第二号リ中「前号リ」を「前号ヌ」に改め、同号リを同号ヌとし、同号チの次に次のように加える。

リ　前号リに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　専門実践教育訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに専門実践教育訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額（その額が、当該専門実践教育訓練を受けた被保険者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の専門実践教育訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　二十時間以上百時間未満　十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(iii)　二百時間以上　三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）